

■諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員「村上 秋生」氏が平成26年12月31日をもって任期満了を迎えることに伴う後任者として、「宮崎 由美子」氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

【人権擁護委員】

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって使命とします。

人権擁護委員の任期は3年で法務大臣が委嘱します。

●推薦をする者の氏名等

住 所	(略)
氏 名	宮崎 由美子 (みやざき ゆみこ)
生年月日	(略)
推薦理由	宮崎氏は、昭和49年4月に神奈川県三浦市南下浦中学校教員として採用され、平成24年3月末で退職するまで教員として人権問題に関わりを持ってきており、これまでの経験を活かして使命を果たすことができるものと思います、人権擁護委員として最適任であると考えています。